明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府令・省令〕

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（**内閣府・国土交通**二）　二

〔省　令〕

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**財務**七一）　三

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（**同**七二）　三

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七三）　四

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十二号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**六六）　五

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通**一）　五

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**九五）　九

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省令の整理に関する省令（**同**九六）　一四

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通**七一）　一四

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（**国家公安委**五〇）　一五

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（**金融庁**四二）　一七

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**三七五）　二〇

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三七六）　二二

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**三七七）　二三

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**三七八）　二三

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**三七九）　二三

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**三八〇）　二四

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**三七九）　二五

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**財務**二八六）　二七

○中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（**同**二八七）　一六九

○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（**文部科学**一三三）　一七〇

○重要無形文化財の保持者の追加認定の件（**同**一三四）　一七〇

○選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（**同**一三五）　一七一

○選定保存技術の選定及び保存団体の認定の件（**同**一三六）　一七一

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**同**一三七）　一七二

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準等を定める件（**農林水産・経済産業・国土交通**三）　一七三

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十一条の二第五号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する要件を定める件（**経済産業**二四七）　一七三

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**一〇一）　一七四

○平成二十九年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（**国土交通**一一〇二）　一七四

○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件（**同**一一〇三）　一七四

○長崎県庁ヘリポートの設置許可申請があった件（**同**一一〇四）　一七六

○航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**一一〇五）　一七六

○航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**一一〇六）　一八〇

○租税特別措置法施行令第八条第一項第二号及び第二十九条の六第一項第二号の規定に基づき、租税特別措置法第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を指定する件（**同**一一〇七）　一八一

（以下次のページへ続く）